

発達障害者支援センターの地域支援機能の強化

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備(地域生活支援事業)

- 発達障害者支援地域協議会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター(コーディネーター)

地域支援機能の強化へ



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネージャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

全年代を対象とした支援体制の構築

(求められる市町村の取組)

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

困難事例の対応能力の向上

(求められる事業所等の取組)

- 対応困難ケースを含めた支援を的確に実施



医療機関

身近な地域で発達障害に関する

適切な医療の提供

(求められる医療機関の取組)

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



発達障害者支援体制整備事業【拡充】

本事業では、乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネージャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

近年の発達障害関係の相談件数の増に伴う困難事例の増等に対応するため、2021年度予算において、発達障害者地域支援マネージャーの配置体制を強化し、困難事例への対応促進等を図ることで、更なる地域支援機能の強化を進める。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
 - ・発達障害者及びその家族からの相談に応じた適切な助言等の実施(直接支援)
 - ・関係機関との連携強化や各種研修の実施による地域での総合的な支援体制の整備の推進(間接支援)
- 発達障害者地域支援マネージャー
 - ・市町村・事業所・医療機関との連携及び連携困難事例への対応等による地域支援の機能強化を推進(主に発達障害者支援センターへ配置)

→配置体制の強化による困難事例等への対応促進

発達障害者支援地域協議会

- 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉領域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- センターの拡充やマネージャーの配置、その役割の厘直し等を検討
- 家族支援やアセスメントツールの普及を計画 ※年2~3回程度開催

研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成(家族の対応力向上)
 - ・ペアレントトレーニング
 - ・ペアレントプログラム(当事者による助言)
 - ・ペアレントメンター 等
- 当事者の対応力向上のための人材育成
 - ・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
 - ・M-CHAT、PARS-TR 等

市町村

1. 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
2. 関係機関との連携体制の構築(例:個別支援ファイルの活用・普及)



3. 早期発見、早期支援等(ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング)の推進

- ・人材確保/人材養成
- ・専門的な機関との連携
- ・保健センター等でアセスメントツールを活用



3. 経済的自立の支援

(1) 年金制度等による所得保障

障害のある人に対する所得保障は、障害のある人の経済的自立を図る上で極めて重要な役割を果たしており、障害基礎年金や障害厚生年金の制度と、障害による特別の負担に着目し、その負担の軽減を図るために支給される各種手当制度がある。

我が国は、国民皆年金体制が確立され、原則として全ての国民がいずれかの年金制度に加入することとされている。これによって、被保険者期間中の障害については障害基礎年金や障害厚生年金が支給されるほか、国民年金に加入する20歳より前に発した障害についても障害基礎年金が支給されることから、原則として全ての障害のある成人が年金を受給できることになり、年金は障害のある人の所得保障において重要な役割を果たしている。

年金制度は、全国民共通の基礎年金とサラリーマンや公務員に対し基礎年金の上乗せとして厚生年金が支給されるという、いわゆる2階建ての体系がとられている。

年金制度による障害のある人の所得保障については、1985年改正の際の障害福祉年金から障害基礎年金への移行による大幅な年金額の引上げや支給要件の改善など、これまで着実にその充実が図られてきた。

近年では、2004年改正の際、障害を有しながら働いたことを年金制度上評価する仕組みとして障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給を可能とする障害年金の改善等が行われているほか、2011年4月からは、障害年金受給者に対する、子や配偶者がいる場合の加算の対象範囲が拡大されている。

2012年には、社会保障・税一体改革の一環として、年金制度の枠外で、障害基礎年金受給者等に対して福祉的な給付金を支給する「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」（平成24年法律第102号）が成立し、2019年10月から実施されている。また、2013年には、障害基礎年金等の支給要件の特例措置（直近1年間において保険料の滞納がないこと）の延長が行われている。

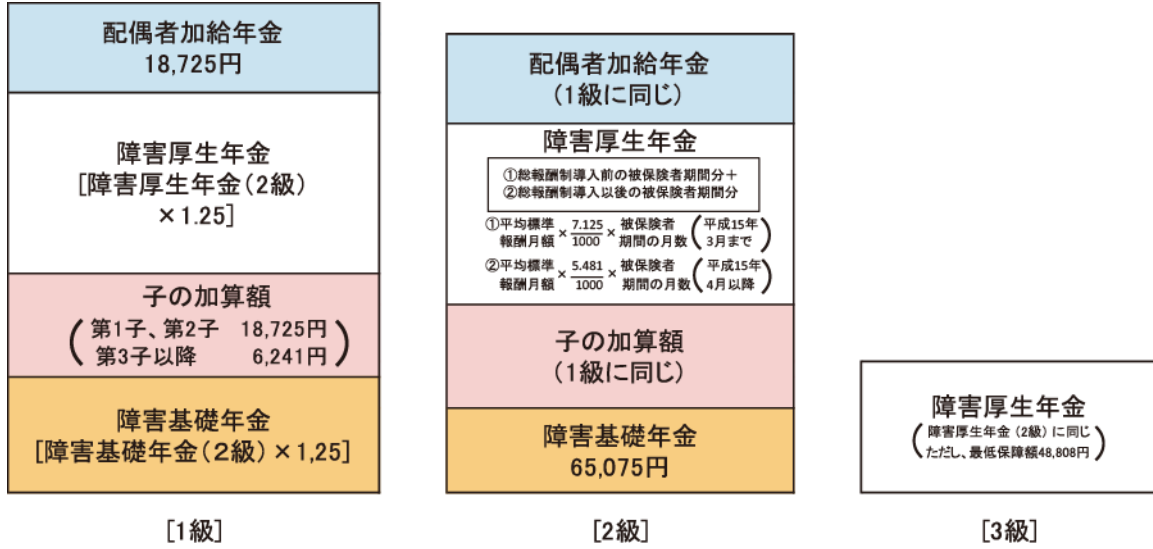
1985年の年金制度の改革に伴い、それまで重度の障害のある人に対して支給されていた福祉手当についても見直しが行われ、特に重度の障害のある人を対象とする特別障害者手当と、障害基礎年金が支給されない重度の障害のある児童に支給される障害児福祉手当とに改編された。同時に、特別障害者手当の支給額が福祉手当と比較してほぼ倍額に引き上げられた。このほか、障害のある児童の父母等に対しては、従来より、特別児童扶養手当を支給している。

これらの年金及び手当については、毎年物価の変動等に合わせて支給額の改定が行われている。

また、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成16年法律第166号）により、1991年度より前に国民年金任意加入対象であった学生や、1986年度より前に国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者のうち任意加入していなかった間に障害を負ったことにより障害基礎年金を受給していない者について、上記に述べたような国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、特別障害給付金の支給が行われている。

そのほか、都道府県・指定都市において、保護者が生存中掛金を納付することで、保護者が死亡した場合等に、障害のある人に生涯年金を支給する障害者扶養共済制度（任意加入）が実施されている。

■ 図表5-15 障害年金のあらし (2021年度)



資料：厚生労働省

■ 図表5-16 年金、手当及び給付金の額の推移

(単位：円)

		1999 ~ 2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
障害 基礎 年金	(1級)	83,775	83,025	82,758	82,758	82,508	82,508	82,508	82,508	82,508	82,175	81,925	81,925	80,500	81,258	81,260	81,177	81,177	81,260	81,427	81,343
	(2級)	67,017	66,417	66,208	66,208	66,008	66,008	66,008	66,008	66,008	65,741	65,541	65,541	64,400	65,008	65,008	64,941	64,941	65,008	65,141	65,075
特別 児童 扶養 手当	(1級)	51,550	51,100	50,900	50,900	50,750	50,750	50,750	50,750	50,750	50,550	50,400	50,400	49,900	51,100	51,500	51,450	51,700	52,200	52,500	52,500
	(2級)	34,330	34,030	33,900	33,900	33,800	33,800	33,800	33,800	33,800	33,670	33,570	33,570	33,230	34,030	34,300	34,270	34,430	34,770	34,970	34,970
特別障害者 手当		26,860	26,620	26,520	26,520	26,440	26,440	26,440	26,440	26,440	26,340	26,260	26,260	26,000	26,620	26,830	26,810	26,940	27,200	27,350	27,350
障害児福祉 手当		14,610	14,480	14,430	14,430	14,380	14,380	14,380	14,380	14,380	14,330	14,280	14,280	14,140	14,480	14,600	14,580	14,650	14,790	14,880	14,880
特別 障害 給付 金	(1級)	/			50,000	49,850	50,000	50,000	50,700	50,000	49,650	49,500	49,500	49,700	51,050	51,450	51,400	51,650	52,150	52,450	52,450
	(2級)				40,000	39,880	40,000	40,000	40,560	40,000	39,720	39,600	39,600	39,760	40,840	41,160	41,120	41,320	41,720	41,960	41,960

資料：厚生労働省

(2) 個人財産の適切な管理の支援

認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人々の財産管理の支援等に資する成年後見制度及び成年後見登記制度について周知を図っている。

また、都道府県・指定都市社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が必ずしも十分でない人の自立を支援するため、日常生活自立支援事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手続等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

TOPICS

障害者扶養共済制度（しょうがい共済）

～「障害のある人が、生涯安心して暮らしていけるように」～

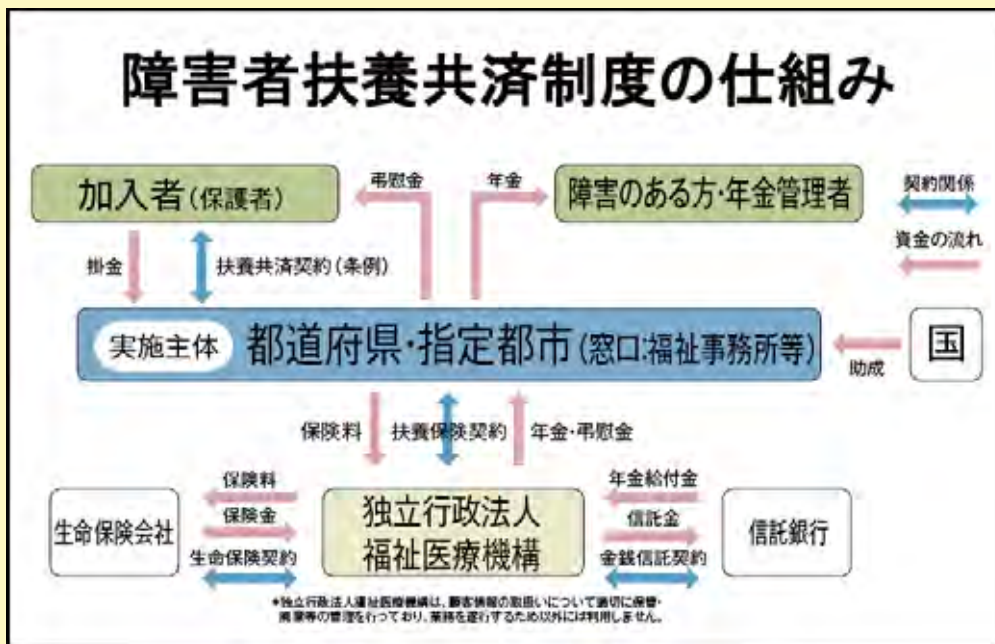
「障害者扶養共済制度（愛称：しょうがい共済）」は、障害のある人を育てている保護者が毎月掛金を納めることで、その保護者が亡くなったときなどに、障害のある人に一定額の年金を一生涯支給する制度である。

この制度は、保護者に万一のことがあっても、遺された障害のある人が安定した生活を送れるように、また、障害のある人の将来の生活に対して保護者が感じている不安を軽減できるようにという関係者の思いから、一部の地方自治体独自の制度として始まった。それが、1970年に、社会福祉事業振興会（現：独立行政法人福祉医療機構）が地方自治体独自の制度を補完することにより、全国規模の制度へ発展したものである。現在は、すべての都道府県・指定都市で実施されている。

● 制度の仕組み

障害者扶養共済制度への加入を希望する保護者は、都道府県・指定都市の担当窓口に申し込み、審査により加入要件^(※1)を満たしている場合に、制度に加入することができる。加入者は、毎月一定の掛金を支払い、支払われた掛金は、地方自治体から福祉医療機構に納められ、さらにそれが生命保険契約を締結している生命保険会社へ保険料として支払われている。

そして、加入者が亡くなった場合などに、生命保険会社から福祉医療機構に保険金が支払われ、福祉医療機構は、その保険金を信託銀行に信託して運用しながら、障害のある人に毎月年金を支給する仕組みになっている。



※1 保護者の年齢が65歳未満で健康であることや、一定程度の障害がある人を扶養していることなど、保護者と障害のある人、それぞれの要件がある。

● 障害のある人を支えるための様々なメリット

障害者扶養共済制度には、①一般的に生命保険における保険料が、「純保険料」と「付加保険料」^(※2)から成り立っているのに対し、その掛金（保険料）は「純保険料」のみで設定されているため、低く抑えられていること、②各種の税制優遇措置^(※3)があることなど様々なメリットがある。

また、公的年金や生活保護を受給していても、この制度の年金を受け取ることができることから、公的年金等の上乗せとしての役割も果たしている。

※2 純保険料・・・保険金等の給付を行うための原資
付加保険料・・・保険事業の運営に必要な事業費

※3 税制優遇
掛金の全額が所得控除の対象となる。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかからない。

**「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」
の4つのメリット**

毎月2万円の 終身年金	掛金が 割安	税制優遇	公的制度 だから 安心
保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に 毎月2万円が生涯にわたって支給されます。 （2口加入の場合は4万円）	制度の運営に関する事務経費などの「 付加保険料 」が必要ないため、掛金が安くなっています。	加入者が支払う掛金は 所得控除の対象 になるので、所得税・住民税の軽減につながります。	都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

● 掛金と年金額

掛金の月額、加入時の年度の4月1日時点の保護者の年齢に応じて決まる。次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金は免除される。

- ① 年度初日（4月1日）の保護者の年齢が、65歳となったとき
- ② 加入期間が20年以上となったとき

障害のある人1人に対し、2口まで加入することができる。

保護者が死亡し、又は重度障害になったときから、障害のある人に対して、生涯にわたり毎月2万円（2口の場合は毎月4万円）の年金が支給される。

「障害者扶養共済制度」掛金月額について

年齢	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※ 制度の見直しにより掛金が改定されることもあります。

心身障害者扶養保険事業

検索

